

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年12月7日（平成28年（行情）諮問第710号）

答申日：平成30年4月26日（平成30年度（行情）答申第34号）

事件名：特定契約の解除の理由等が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）  
に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定業務Aの契約解除（字句のいかんにかかわらず実質取りやめの意味）の理由と契約書上の適用条項が分かるもの（契約期間中にもかかわらず、特定年月日2に同一の契約件名による入札公告がなされた。したがって、特定月日からの受注業者との実質、契約解除があったものと理解する。その契約解除を決定した理由及び契約書上の適用条項が分かるものを開示いただきたい。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成28年8月12日付け20160729公開中国第1号により中国経済産業局長が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人は中国経済産業局（以下「経産局」という。）に対して、法4条1項の規定に基づき、行政文書開示請求をしたところ、経産局から原処分を受けた。
- (2) 経産局は、その理由を、当該「行政文書については、その存否を答えることにより、経産局と事業者との間で締結された特定業務Aにおける契約解除の有無が把握されることになる。

当該事業者においては、契約解除があったという事実が公になることにより、何らかの不適切な行為に関与したのではないかとの憶測を呼び、社会的評価・信用の低下を招く等して、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

したがって、当該行政文書は、その存否を答えるだけで、法5条2号イに該当する不開示情報を開示することとなるため、法8条に基づき、当該行政文書の存否を明らかにせず、不開示とした。」としている。

(3) しかしながら、本件開示請求は、法5条2号ただし書に該当する上、同号イにも該当しないため、原処分は取り消され、本開示請求が認められるべきである。以下、詳述する。

(4) 法5条2号ただし書に該当すること

審査請求人が所属する特定法人（以下「特定法人」という。）は、特定業界の更なる発展と社会貢献を目指しており、特に、安全・安心を絶対的使命としている。特定法人は、どのような理由で契約解除に至ったかを知り、今後の指導・育成に役立てるため、本件開示請求を行った次第である。

例えば、解除原因において、契約上の経験年数及び雇用の事実について虚偽の報告をしていたとか、あるいは、配置した職員と会社の契約が労働契約ではなく業務請負契約であり再委託の禁止条項に抵触していたというのであれば、それぞれ、そのようなことがなされないよう、業界内を指導する必要がある（もちろん、その際に、当該事業者名を明らかにすることはない。）。

本件開示請求による開示がなされず業界内の指導ができなければ、同様の違法不当な状況が再度発生して事故が発生するおそれが高くなるが、特定機器の性質上、事故が発生した場合には人の生命及び身体に重大な結果が生じることとなる。

また、違法不当な労働環境が改善されないまま放置されると、労働者の生命、健康、生活に重大な悪影響が生じる。これを原資とした不当な安値受注が進み、事故の発生のおそれも更に高まることとなり、人の生命及び身体の危険も一層高まる。特定法人の会員の財産も害される。

したがって、本開示請求により求める情報は、法5条2号ただし書きにいう「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当たる。

(5) 法5条2号イに該当しないこと

ア 本件は、特定業務契約に関するものであり、上記のとおり、事故が発生した場合には人の生命及び身体に重大な結果が生じるものである上、違法不当な労働環境が改善されないまま放置されると、労働者の生命、健康、生活にも重大な悪影響が生じる。また、国が発注する業務については、契約条件及び仕様書があらかじめ公表されており、事業者側もそれらを承知した上で入札に参加している。したがって、落札して契約した事業者としては、契約条件及び仕様書を遵守すべき義務は重いというべきであり、その義務違反の事実を秘すべき必要性は、仮に認められるとしても乏しいものというべきである。

また、一般によほどの契約不履行がない限り契約解除を受けることはないところ、本件では僅か3か月程度で契約解除となったことに照

らせば、本件事業者は違法又は著しく不当な事業活動を行っていたと  
思料される。

したがって、以上のような本件開示請求の性質に照らせば、これを  
秘すことにより守られる利益が、法5条2号イにいう「当該法人等の  
権利、競争上の地位、その他正当な利益」であると認めることはでき  
ない（東京高裁平成15年11月27日判決，神戸地判平成10年1  
0月21日参照）。

イ 加えて、経産局が発注した特定業務Aと特定業務Bは、同一の特定  
機器に対する同一の業務であり、当初の契約が終了したこと自体は、  
既に公になっているところである。

したがって、法5条2号イにいう権利等を「害する」とも言い難い。

ウ よって、いずれからしても、法5条2号イには該当しない。

(6) 以上の点から、原処分は取り消されるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、平成28年7月28日付けで、法4条1項の規定に基  
づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求を行い、処分庁は同月2  
9日付けでこれを受け付けた。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の存否を明らかにせず、  
これを不開示とする原処分を行った。
- (3) これに対して、審査請求人は諮問庁に対して原処分の取消しを求める  
審査請求を提起した。

#### 2 審査請求に係る行政文書

本件対象行政文書は、経産局の特定業務請負契約に関して、「契約件  
名：特定業務Aの契約解除（字句のいかんに関わらず実質取りやめの意  
味）の理由と契約書上の適用条項が分かるもの」である。

#### 3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象行政文書については、その存否を答えるだけで、法  
5条2号イに該当する不開示情報を開示することとなるため、法8条に基  
づき、当該行政文書の存否を明らかにせず、不開示とする決定を行った。

処分庁が、原処分において、本件対象行政文書を不開示とした具体的  
理由は、次のとおりである。

「本件対象行政文書については、その存否を答えることにより、経産局  
と事業者との間で締結された特定業務Aにおける契約解除の有無が把握さ  
れることになる。当該事業者においては、契約解除があったという事実が  
公になることにより、何らかの不適切な行為に関与したのではないかとの  
憶測を呼び、社会的評価・信頼の低下を招く等して、その権利、競争上の  
地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報

に該当する。したがって、当該行政文書は、その存在を答えるだけで、法5条2号イに該当する不開示情報を開示することとなるため、法8条に基づき、当該行政文書の存否を明らかにせず、不開示とした。」

#### 4 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、本件対象行政文書は、法5条2号ただし書きに該当し、法5条2号イに該当しないため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否した原処分を取り消すべきである旨を主張している。以下、原処分の妥当性について具体的に検討する。

- (1) 本件開示請求は、審査請求書の審査請求の理由（上記第2の2）において、「例えば、解除原因において、契約上の経験年数及び雇用の事実について虚偽の報告をしていたとか、あるいは、配置した職員と会社の契約が労働契約ではなく業務請負契約であり再委託の禁止条項に抵触していたというのであれば、それぞれ、そのようなことがなされないよう、業界内を指導する必要がある。」、「また、一般によほどの契約不履行がない限り契約解除を受けることはないところ、本件では僅か3か月程度で契約解除になったことに照らせば、本件事業者は違法又は著しく不当な事業活動を行っていたと思料される。」等と記載されているように、経産局の当初の特定業務請負契約が、契約の相手方事業者（以下「特定事業者」という。）において違法・不当な違反行為があったことを理由として途中で解除されたことを前提として、本件対象行政文書の開示を求めているものである。
- (2) 本件対象行政文書は、契約解除の理由と契約書上の適用条項が分かるものであることから、本件対象行政文書の存否を明らかにすることは、経産局の当初の特定業務請負契約の契約解除の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなるものである。
- (3) 本件存否情報は、これを広く一般に公にする法令上の規定・制度又は慣行があるものではないところ、これを公にすると、特定事業者において、違法・不当・その他何らかの不適切な行為を行っていた又は関与していたのではないかとの憶測を呼び、社会的評価・信用の低下を招く等して、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。
- (4) したがって、本件対象行政文書の存否について答えることは、それだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当である。
- (5) また、審査請求人は、本件対象行政文書は、特定法人が特定事業者名を明らかにしないこととした上で、本件対象行政文書の情報を用いて特

定業界での指導等を適切に行いと特定機器の事故の発生を防止することにより、人の生命・特定法人の会員の財産が保護されることから、法5条2号ただし書に該当する情報である旨を主張するが、行政文書の開示請求制度は、請求の目的いかに問わずに何人に対しても等しく開示をするものであるから、個別の事情が法5条2号ただし書に該当するかは、飽くまで、一般的、客観的に判断すべきものである。本件については、特定法人の特定の業界内への指導等、特定法人の会員の財産の保護という目的は具体的なものではなく、特定の業界内に限定されたものであり、本件存否情報を公にすることが当該情報を公にしないことにより保護される利益に優越すると認めるに足りる事情とはいえないことから、本件対象行政文書は、法5条2号ただし書に該当しない。

## 5 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年12月7日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年4月9日  | 審議            |
| ④ 同月24日      | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

審査請求人は、特定業務Aの契約解除（字句のいかんにかかわらず実質取りやめの意味）の理由と契約書上の適用条項が分かるもの（契約期間中にもかかわらず、特定年月日2に同一の契約件名による入札公告がなされた。したがって、特定月日からの受注業者との実質、契約解除があったものと理解する。その契約解除を決定した理由及び契約書上の適用条項が分かるものを開示いただきたい。）（本件対象文書）の開示を求めている。

諮問庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することになるとして、法8条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせず、不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

### 2 存否応答拒否の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を存否応答拒否により不開示とした理由について、改めて確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、特定業務Aの契約解除の理由と契約書上の適用条

項が分かる文書である。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、経産局と当該特定事業者との間の特定業務Aの契約が解除された事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることとなる。

イ 契約の締結に係る情報の公表については、財務大臣から各省各庁の長に宛てて通知された「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け 財計第2017号）」において規定されているものの、契約の解除を含め、契約の終了に係る情報の公表については、同通達において規定されておらず、これを公表する運用は通常なされていない。

また、予算決算及び会計令においても、契約を終了することや終了する旨を公表することについての規定はなく、他に、本件存否情報を公にすべき法令上の規定等も見当たらない。

ウ 本件存否情報は、特定事業者に関する情報であって、公にすることにより、当該特定事業者の特定業務Aに係る契約が解除された事実の有無が明らかとなり、当該特定事業者が当該特定業務Aに関連して、違法・不当又は不適切な行為を行ったのではないかという憶測を呼び、当該特定事業者の信用を低下させ、今後の取引関係等において、同業他社との間で、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、不開示としたものである。

(2) しかしながら、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁から、経産局が特定年月日1に特定業務Aの入札公告を行い、その後に行った当該入札の結果、特定事業者がこれを落札し、経産局が当該事業者との間で、当該業務に係る契約を締結した事実及び特定年月日2に特定業務Bに係る入札公告を行った事実は、いずれも経産局のウェブサイト上で公表している旨の説明があった。

(3) 上記(1)及び(2)の諮問庁の説明を踏まえ、当審査会において、特定業務A及びBに係る各入札公告の内容を照合したところ、当該各入札公告に付された役務は同じ内容であること、特定業務Aに係る契約期間は1年間とされている一方で、特定業務Bに係る入札公告は、特定業務Aに係る契約期間の開始日から約3か月後の特定年月日2に行われたが、当該各入札公告に係る契約の終了日は特定年度末の同一日であることなどが認められる。

(4) 上記(3)の事情に照らせば、特定事業者と経産局との間で締結された特定業務Aに係る契約が、何らかの理由により、当該契約の期間中に終了したとの事実は、何人によっても容易に推認することができ、既に

公知となっている情報であると認められる。

また、本件開示請求の文言によれば、審査請求人は、特定業務Aに係る契約が「解除」に限らず何らかの理由で終了したことの理由等が分かる文書の開示を求めていると解される。

以上を踏まえれば、特定業務Aに係る特定事業者と経産局との間の契約が終了したことは既に公知となっている以上、本件存否情報が明らかになるだけで当該特定事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯し難い。

(5) したがって、本件存否情報は、法5条2号イに該当するとは認められないことから、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、不開示としたことは妥当ではなく、本件対象文書の存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久